

現在の感染拡大警戒レベル	感染拡大警戒レベル(※1)	拡大局面	収束局面	授業 (チャペルアワー)	学生	教員	職員	学外者の訪問	課外活動等の実施	学外への施設の貸出
	I		流行消退期	通常どおりとするが、状況に応じて感染防止対策を要請することがある。						
	Ⅱ	再発警戒期	経過観察期	対面授業を基本とし、受講人数等により遠隔授業も行う。	感染防止対策を十分に施した上で、学内施設への入館を認める。	感染防止対策を十分に施した上で学内での勤務を認める。	時差出勤等の就業配慮制度を運用した上で、通常勤務を要請する。	感染対策を十分に施している者に限り、認める。	感染対策基準を踏まえた活動計画を提出し、許可された団体に限り、活動を認める。	感染対策基準を満たすことを条件に貸出を認める。
▶	Ⅲ	流行再発期		対面授業と遠隔授業を組み合わせる。	感染防止対策を十分に施した上で、学内施設への入館を認めるが、状況に応じて制限する。			業務上必要性が高く、感染対策を十分に施している者に限り、認める。	感染対策基準を踏まえた活動計画を提出し、許可された団体に限り、活動を認めるが、状況に応じて中止を求める。	貸出先が感染対策基準を満たすことを条件に貸出を認めるが、状況に応じて取消しを求める。
	Ⅳ	流行拡大期		原則、遠隔授業とするが、対面授業を実施する必要性が高い場合に限り、これを認める。	大学が認める活動等に関わる学生に限り、学内施設への入館を認める。	学内にて教育・研究活動を行う必要性が高い場合に限り、学内での勤務を認める。	原則、交代制による勤務を要請する。	原則、禁止する。	原則、禁止する。	原則、禁止する。
	V	蔓延期		全てを遠隔授業で実施する。	学内施設への入館を禁止する。	学内での勤務を禁止する。	原則、事務室での勤務を禁止する。	禁止する。	禁止する。	禁止する。

(※1) 判断基準(目安): Ⅱ⇒Ⅰ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応について、概ね説明が進み、セルフケア中心の感染防止対策のみで対応できると判断できる場合、移行を検討する。
Ⅱ～Ⅴ 福岡県(特に福岡市内および周辺の市町村)における感染状況(感染者数の増加状況、感染者に占める経路不明者の数、割合等)および大学における感染の発生状況を総合的に判断する。
・福岡市が「まん延防止等重点措置」の対象地域となった場合は、重点措置の内容に大学への規制が含まれる場合を除き、Ⅲでの運用を基本とする。
・「まん延防止等重点措置」の内容に大学への規制が含まれる場合や国からの緊急事態宣言が発令された場合は、Ⅳでの運用を基本とする。
・国からの緊急事態宣言が発令され、かつ大学への規制が含まれる場合は、Ⅴでの運用を基本とする。

	大学への規制	
	無	有
まん延防止等重点措置	Ⅲ	Ⅳ
緊急事態宣言	Ⅳ	Ⅴ